

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	二合仮名の定位
<b>Author</b>	尾山, 慎
<b>Citation</b>	文学史研究. 52 卷, p.1-14.
<b>Issue Date</b>	2012-03
<b>ISSN</b>	0389-9772
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学国語国文学研究室
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University Repository

Osaka Metropolitan University

## 二合仮名の定位

尾山 慎

一、はじめに

1. 1 「訓用法」としての位置づけ

これまで論者は二合仮名についていくつかの考察を加え、<sup>(注1)</sup>それぞれの論考で判明した特徴についてその都度触れてきたが、毛利正守<sup>2</sup>「〇一〇」が、萬葉集全体的中で二合仮名がどう位置づけられるかということを述べているので、これをまずは取り上げておきたい。同論文一六二頁では「仮名主体表記にあっては、略音仮名及び一音節の音仮名が使用されるのである。それに対して、二合仮名は訓字主体表記に用いられるのであって、その両者の隔たりは大きいものがあると言わねばならない」とその違いに触れ、二合仮名は仮名出自であるけれども「訓用法」として位置づけられるとする。そして訓字主体表記の中でもことに付属語表記がごく稀である人麻呂歌集歌の一群——所謂略体歌（毛利正守「二〇〇九」及び「二〇一〇」は「詩体歌」と呼ぶ）には、二合仮名がいくつか使われているのであるが、そこに訓仮名をも使うことを重視し、付属語表記に関わる音仮名を排除する一方で、訓仮名と二合仮名は許容するという態度を根拠に（勿論訓字主体表記歌巻主用であることを踏まえて）、二合仮名が「訓用法」であると定める。「訓字主体表記、更にはその特立した人麻呂歌集詩体歌に用いられ、その扱いは「訓用法」としてあるということになる」（一六三頁）との

明言がそうである。

そもそも二合仮名が訓仮名と括られ得ることを最初に看破したのは橋本四郎氏であった。というのは、一九六六年に発表された論考の題はその名も「多音節假名」であり、音訓の別をこえて括られ得る「仮名」として二合仮名、多音節の訓仮名を考究したのは慧眼であったといわねばならない。これをうけた毛利論は、多音節の訓仮名に限らず、「訓用法」という括りのもと、訓仮名とともに二合仮名を包含せしめた点で両者の共通性をより明確化したといえる。

1. 2 略音仮名との関係と「仮名用法」

前掲毛利論文一六四頁で「略音仮名などは、仮名主体表記の他に訓字主体表記にも使用されるのであるが、（中略）二合仮名そのものは、訓仮名と共にあくまで訓字主体表記に用いられ」と、略音仮名が訓字主体表記にも使われていることに触れている。子細にみると、略音仮名は訓字主体表記においても、実は二合仮名よりも字種数が多く、かつのべ用例数にしても一〇倍に上るほどに使われており、二合仮名の存在意義と使用実態を考える上で注視されるべきことである。このことは後に詳しく取り扱う。

さて、所謂略体歌（詩体歌）における二合仮名の例は次のとおりで

(注三)  
ある。

極太甚／こだ甚だ(巻一一・二四〇〇)

極太戀／ここだ恋ふるを(巻一一・二四九四)

有廉叙波／うれむぞは(巻一一・二四八七)

當都心／たぎつ心を(巻一一・二四三三)

壹師花／いちしの花の(巻一一・二四八〇)

相狭丸／あふさわに(巻一一・二三六二)

珍海／ちぬの海の(巻一一・二四八六)

ここに挙げられた用例群では、どちらかといえば付属語表記に関わる二合仮名が少ないことに気づく。尾山慎「二〇〇九」にて指摘したとおり、二合仮名の全用例のうちの七〇％が付属語表記に使用されるので、この括りで見ると確かに少ない。たとえば訓字主体表記歌巻中に頻用されるタイプの二合仮名(「南」、「兼」、「覧」等)は全く使用されていない。

一方の略音仮名であるが、

伊田何／いでなにか(巻一一・二四〇〇)

等望使念／ともしみおもふ(巻一二・二八四二)

奴延鳥／ぬえとりの(巻一〇・二〇三二)

(参考) 塩干籠小松／しほひのこまつ(巻一一・二四八六) ※或本歌

が上記と同じ所謂略体歌(詩体歌)の中にあがり、皆無ではない。二合仮名は、確かに訓字主体表記に主用され、訓仮名とともに使われることも多いが、略音仮名もそこに「所謂略体歌にさえ」また存在している。たとえばこの事実から、二合仮名であれ略音仮名であれ、所謂略体歌では付属語表記には使われにくい点で類似した在りようを示す、

と括することも仮説としては可能である。略音仮名が訓字主体表記においても決して小さくない位置を示していることには注意したいと思う。

### 一・三 用字法と表記法

佐野宏「二〇一一・b」が、字を選び、そして書き、結果ならかの表記ができあがるということについて、二つの階層を設けて分析すべきことを説いた。

文字選択の範列系には大別して二つの階層があると考えられる。

一つは、言葉の分節と文字の対応について、分節された単位を訓字表記(表語)と仮名表記(表音)のいずれで記すかといった、体制的、規範的な枠組みに関わる表記法である。今ひとつは、いかなる表記法を選択するにしろ、その枠内で、言葉「分節されたもの」をいかなる文字によって記すかという個別的修辭的な用字法である。

つまり、音節あるいは単語に対してある一字をあてるという一々の個別的なそれを用字法といい、それらを包括する体制的な枠組みを表記法と呼ぶ。たとえば「ヤスミシシ」という語について、「ヤ」に「八」をあてること、「スミ」に「隅」をあてるということとそれぞれは、「用字法」である。ただしできあがった表記「八隅知之」は、主として訓をもって記されているという、体制的な枠組みを指摘できるから、これを「表記法」と呼ぶことができるわけである。一字一字をあてていかねば表記はできないから、理論的には個々の「用字法」が先立つわけだが、現実には書き手は、「訓で書こう」などと決心して書いていくことも往々にしてあったと思量される。そのときは、「表記法」

が「用字法」に対して規制をかけている形になる。冒頭に挙げたように毛利論文は二合仮名を「訓用法」、略音仮名を「仮名用法」に含めている。これは略音仮名、二合仮名という個別的な「用字法」を、一句内、あるいは一首内の他の文字との共起性や親和性をもとに、体制的な枠組みである「表記法」と連続的に把握しようとする立場であるということが出来る。

略音仮名と二合仮名を、「用字法」「表記法」の両面から分析するという視点は重要であり、これについては別稿の用意がある。そこで本稿では異なった切り口から、二合仮名をより具体的かつ精密に位置づけるべく取り組んでみたいと思う。すなわち「なぜ仮名主体表記に使われないのか」、「なぜ、訓字主体表記で時代が下るにつれて使用頻度を下落させるのか」という二つの問いを提起する。「ないことの意味」を問うなど無駄なことのようだが、二合仮名というものを操るただ一つのルールというのはなかなか見いだしがたいように思えることから、あえてこの提起を出発点とする。

#### 一、四 「意識の束縛から脱却しきつてはゐない」

—橋本四郎氏の言葉

近現代以降の研究史上、二合仮名を含む萬葉仮名について網羅的に調査、検証したのは周知のとおり大野透「一九六二」である。が、体系的に二合仮名の内実を論じたものとしてはやはり先掲したところの橋本四郎「一九六六」をしてその嚆矢とできよう。そしてその中にある「これらの文字（二合仮名、多音節の訓仮名 論者注）に「假名らしくない假名」という評価を與へがちな意識の束縛から脱却しきつてはゐない

い」という指摘は、四五年経ったいまも新鮮にしかも強く響く。<sup>(注五)</sup>論者もこれまでのいくつかの検証を経て、また前述したことなどを含めて、なるほど「假名らしくない假名」という評価がしっくりくるように思えてしまうところがある。しかし、橋本氏が「脱却しきつてはゐない」と注意した以上、より精密、明確な位置づけがやはり求められるだろう。まずは次章にてこれまで判明したことを確認しておく。

#### 二、これまでに判明したこと

本節ではこれまでに主として論者の考察から知られた二合仮名の特徴を整理し、またそれに関連して、先ほど問題としてあげた課題について触れることにしたい。

#### 二、一 任意性がある

たとえば「作」/saku\の、母音より前の部分/sa\を前位音節、子音韻尾以降の/ku\を後位音節と呼ぶことにすると、前位音節は他の字音仮名と同じような和化を遂げて仮名となっており、<sup>(注六)</sup>上代特殊仮名遣いにあたる場合の使い分けも韻母に照らして一音節仮名の在りようと齟齬しない。しかし、後位音節の方は、母音付加によって生じた、本来の漢字音にはあり得ない存在であり、一字で複数の音形（たとえば「越」/yot、yochi\）を有することがある。このことを、後位音節には「任意性」があると指摘した（尾山慎「二〇〇六」）。付加母音が一定しないということのみならず上代特殊仮名遣いにあたる場合も揺れがある。たとえば「式」「憶」「拭」は、中古音になるが「式」が /tʃak/であり「憶」が /ak/、「拭」が /ʃak/である。このように原

音韻母が共通する三字も、kに母音が付加されてできる後位音節は、「式」「拭」はキで、「憶」はクである。しかも「式」は「シキシマノ」にあてられて、この場合キは乙類であるのに対し、「拭」は「イマゾクヤシキ」にあてられて、こちらはキの甲類である。このように原音韻母が同じでも、後位音節の方は付加母音が一定せず、特殊仮名遣いに関係しないウ列音になったり、また同じイ列音であってもあてられる甲乙が一定していないことから、後位音節は、字音に基づくといえるようなものではなく（もともと存在しない母音が付加されているのだから当然といえば当然だが）、上掲例でいうと、kという子音があつてさえいれば異なる母音がそこに付加され得て、いわばカ行音内でのバリエントを許容するものという扱いをうけていたと考えられる。このように二合仮名は字音に基づく前位音節と後位音節とで違う顔をもつところがある。単音節仮名の場合、清濁両用の場合などを除き一字で二種類の音節に対応することが稀な<sup>(注七)</sup>ので、その点二合仮名は、ことにその後位音節が「假名らしくない」ということになるのだろう。あたかも複数訓や、各活用形を包摂してしまういわば訓字のような、文字と音形が必ずしも一対一で対応しない在りようを呈するのである。

## 二. 二 訓字主体表記歌巻にほぼ専用される

この事実は論者の論考以前から知られていたことであるが、おそらく単に偶然から偏在した分布ではないとみられる点が重要である。それほどに徹底しているのである。つまり、明らかに一字一音表記には則さないものという扱いがあつて、その結果であるとみるのがふさわしい。このことは後節で詳しくみる。先述のとおり仮名主体表記に使

われる二合仮名は「南」「敢」の二字種、のべ五例のみである。すべて山上憶良か、その関係歌に限られる巻五だけにあらわれているという、特殊な偏在を見せる（これら五例については尾山慎「二〇〇六」二二頁）、同「二〇〇九」五九頁に詳細を論じている。訓字主体表記歌巻においては、同じ二音節の訓仮名と働きを分け合っているところがあり、互いに競合しない関係になっている（尾山慎「二〇一〇」）。また、二合仮名には表意性を帯びて使われているような場合、すなわち、爵瞻乃／うつせみの（巻四・七二九）―世間の数多く集まる目  
五百遍隠／いほへにかくり（巻一〇・二〇二六）  
―回数を表す「遍」  
のようなものと、字義に基づいた表意性はほぼ見いだせず、  
今夜者寐南／こよひはねなむ（巻九・一七二八）

相見始兼／あひみそめけむ（巻四・七五〇）

などのようなものとがみられる。概ね、前者のようなものは孤例か僅少、対して後者のようなものが用例数を蓄積する傾向にある。

## 二. 三 使用頻度が時期を追つことに下落する

尾山慎「二〇〇七」に指摘したことであるが、萬葉集所載歌を平城京遷都（西暦七一〇年頃）を節目に前期後期で分け、作者や題詞等を根拠に年代別に振り分けてみると、後期では二合仮名の使用頻度が前期に比しておよそ半分に下落する（前期頻度：約三九〇字に一回、後期頻度：約二〇〇字に一回）。なお、年代未詳歌における使用頻度は約三〇〇字に一回の頻度であり、前期の方―つまり割合が高い方―に類似する。尾山慎「二〇〇七」では、この後期をさらに四期分類に基づいて

前後期に細分し、「後期の特に後半にかけては、概ね字種が減少し、地名や付属語など繰り返し使用をうける二合仮名字種だけが残って行く状態である。(中略)非固有名詞への臨時的な使用は徐々に小さくなっていくという道筋」と指摘した。一方の略音仮名は顕著に隆盛しており、その対照をもって上述のような指摘をしたのだが、訓字主体表記歌巻に専用される二合仮名の使用が減退することについて、単音節仮名である略音仮名の在りようとうどう関わっているのかまでは、この当時考えが至っていないかった。

萬葉集全体でみると、後期(所謂第三期以降)に一字一音表記が隆盛するのであるから、略音仮名の隆盛はもともとな話したが、二合仮名は、もともと訓字主体表記にしかほぼ使われなかったといっているものであるわけだ。使用減退の割合も、あくまで訓字主体表記内中の母体数のもとに測ったものである。それにも関わらず、明らかに下落しているという事実がある。つまり、一字一音への指向——仮名主体表記歌巻の用例数加算によって母体数が膨張したために、相対的に二合仮名の使用頻度が下落したかのようにみえるのではなくて、あくまで訓字主体表記の中だけで測って、真に減退しているのである。このことは決して小さくない問題である。

さて、以上、論者のこれまでの考察による結果を概観したと同時に、及んでいなかった問題点などにも触れた。二合仮名の正体をより詳しく位置づけたらというのが本稿の眼目であるが、仮名主体表記においてはほとんど使われず、しかも訓字主体表記の中でも使用頻度を下落させていくという点がことに注意される点である。また同時に、漢字を使って歌を書くことそのものの内実についても、あわせて考える必

要があるだろう。

### 三、略音仮名との関係から

#### 三、一 字母の共用抑制

子音韻尾字は、一つの字が二とおり、しかも一音節と二音節で読まれ得るとして他の字音由来の仮名にはない特徴を有す。ゆえに、単音節字と多音節字という、働きが違う形態同士でも比較して考える意味がある。論者は以前次のようなことを指摘した。

二合仮名は同じ子音韻尾字に由来する略音仮名とはほぼ字母が競合しないようになってきている。両用されている場合についても、一方が反復してよく使われる場合は、他方は常に稀少な使用に限られており、つまりは一つの子音韻尾字が両形態で頻用されるということがない。(尾山慎「二〇一」の論旨要約)

仮に、一つの字が一音節にも二音節にも存分に使われている状態があったとして、そのような文字を使って何かを書くこととするとき、書記者側からすれば使い道が普通の文字より多いわけだからそれはそれで便利だといえるかもしれないが、読み手にとっては負担ともなる。基本的に音と文字が一對一で揺れないものとして認知されればいれるほど、読み手のストレスは軽減されるからである。実際には、上にも述べた如く、ある一つの子音韻尾字が略音仮名でも二合仮名でも存分に反復利用されるということはない。勿論、日本語音節の枠内における子音韻尾字である限りは、読み手としての字であつても一音節・二音節の両方があり得るけれども、実際においてはいずれか一方の読みに傾いている方が、使われている現場にあつては語形を同

定しやすいわけで、萬葉集にみられるこういった偏在は確かに、首肯される合理的な在りようを呈していると思う。勿論このような共用の抑制は、結果的に我々が読み取れることであって、仮名の成立論的な観点からいえば、仮名を所与のものとして使う場合と、字音から直接援用してくる場合（いわば創出）という経緯の違いには留意しておかねばならない。

さて、この二合仮名の主用される場、つまり訓字主体表記歌巻をみると、先にも述べたように略音仮名の勢力が小さくない。略音仮名は訓字主体表記でおよそ二〇〇〇例使われており（仮名主体表記ではおよそ五七〇〇例）、それは二合仮名の約一〇倍に相当する。そして字種も二合仮名五一字種に対して、略音仮名は六五字種である。二合仮名に比しての、略音仮名の訓字主体表記歌巻における字母数の多さ、使用度数の高さ、そしてその多くが仮名主体表記の方でも使用実績があるということと、共用字種が抑制されるということをあわせ考え、どのような経緯で抑制されることが起こるのかといういくつかの仮説を立ててみよう。なおここでは、漢字音から直接二合仮名を作り出すか、もしくはすでに仮名としてある略音仮名を二合仮名に作り替えるというその両方があり得るということを踏まえた上で、仮説を立てるものである。

①すでに略音仮名としての使用実績が高いので、それを二合仮名として使うことは回避した。

↓能動的な抑制といえる。やめるか、別の字にするという選択があっただろう。

②二音節で記そうと思う箇所にあてられる二合仮名が偶々略音仮

名の字母群と競合しなかった。

↓結果的に抑制された。抑制したという意識なしにそのまま使用したことだろう。

③そもそもその子音韻尾字を二合仮名にしようとしても該当する語形が稀少（もしくははない）なために使い道がなく、あっても略音仮名としてのみであった。

↓現実には何も起こっていない状態。二合仮名として使おう、という意識さえそこには発生していない。要求がないため。

書記者が自覚的に行動したといえるのは①だけだが、こういった経緯のいずれかに裏付けられて、二合仮名と略音仮名が、ほぼ字母を共用しない状況になっているのであろう。本稿ではこういった諸事情のもとにある状態をして字母共用抑制と呼んでおく。

### 三、二、第三期以降の字母と表記される語ことの比較検証

尾山慎「二〇〇七」で調査したことをもとに、第三期以降の略音仮名と二合仮名の動きを、訓字主体表記歌巻に限りて追跡してみよう。字母の出入りが分かりやすいようにそろえて表示する。

・略音仮名

三期 安吉 香散式仁曾天登等藤 騰得濃能 農伐物  
四期 安吉結香 仁曾天登等騰難 能八 伐必物

三期 文聞 便末万蒙欲良邊遠

四期 文聞平便末 欲良

※以上のうち、訓字主体表記にしか使われない字母は「式」のみ。

・二合仮名

三期 鬱 監極兼乞 三 鍾匣南念粉濫藍樂當越

四期 鬱甘 兼 瞻散 鍾 南 樂

略音仮名と二合仮名の重複字母は唯一「散」（網がけ）のみである。

二合仮名の「散」はサニツラフに専用されている（のべ三例）のに対し、略音仮名「散／サ」は仮名主体表記にも使用があり、特定の語の表記に専用されるわけではなく、一一例が認められる。本章冒頭に尾山慎「二〇一一」の論旨要約をもって示したとおり、略音仮名と二合仮名に字母が共用されている場合の対照的な在りようを呈している。

しかも、略音仮名「散（サ）」は第三期で、二合仮名「散（サニ）」は第四期であるゆえ、より、競合しているとはいえない結果である。この、訓字主体表記歌巻における略音仮名と二合仮名の字母分布の在りようは、上述したところの共用抑制の経緯のうちどの種の抑制が働いた結果なのか特定は難しいが、以上のごとき切り口でみた場合、略音仮名と二合仮名の間で字母という点では接点がきわめて希薄であることがあらためて分かる。

そこで、もう一つの視点として、第三期において二合仮名で記されている語のうち、第四期において二合仮名表記ではなくなってしまうている場合、かわりにどんな仮名や訓字で記されているのかを調査してみよう。第四期ではそもそもその語が歌われていないこともあり得るが、それも含めて一覧にする。

表：第三期を最後に消えた二合仮名と、四期での同語の表記

第三期：二合仮名	第四期：別表記
コゴシ「極」	石根許其思美
ケム「監」	家牟、家武、異六、計六、祁牟、将 ※ただし「兼」は三期に続いて使用あり
ヲチコチ「越乞」	（訓字主体表記歌巻中には該当ナシ）
〜サム「三」	「将」を用いた表記のみ
ナツサヒ「匣」	魚津左比曾来之
ネム「念」	「将宿」のみ
ハニフニ「粉」	（訓字主体表記歌巻中には該当ナシ）
ラム「濫」「藍」	「将」を含む表記か、もしくは「良武」 ※ただし家持作品多し
タギチ「當」	多藝都
ヲトメ「越」	※ただし固有名詞「布當」 <sup>ふたぎ</sup> では複数使用有り 童女、處女、女感婦

以上の表のうち、第四期の項目で網がけしたものは、第四期にしかみられない表記である。つまり、それ以外は、三期にもあった表記である（なお「魚津左比」は四期にしかないが、「魚津柴比」であれば三期にも存する。またケムの「祁牟」であるが「祁」字自体は三期にも存する。たとえばケムでいえば「監」が使われなくなっており、四期の項に挙げた表記（家牟、家武、異六、計六、祁牟、将、及び二合仮名の兼）で占められることになる。先に掲げた、訓字主体表記の中で、使用頻度を下落させていくことの意味についてこの表からいえることは、二合仮名が、それまでであった仮名表記や、新たに出てきた一字一音表記などによって勢力を弱めたのであろう、ということである。字母の共用が抑制される



中で、なおかつこれら二合仮名以外の表記がより積極的に採用されるようになったことから、二合仮名は使われなくなっていくと考えられる。

#### 四、字母選択と二合仮名―「読まれる」ことを意識して

##### 四一 一字一音に交ぜ書きされにくい

前章でみたとおり、略音仮名は、仮名主体表記においては勿論、二合仮名に比べても訓字主体表記で多く使われており、二合仮名が仮名主体表記にほぼ使われないことは大きく異なる傾向を見せている。二合仮名としての使用頻度が高い(助詞・助動詞の類)ものであれば、仮に一字一音表記に混ぜても誤読は避けられると考えることはなかったのだろうか。たとえば「覧」という字は「御覧母知師(めさくもくろし)」以外では、略音仮名「ら」で使われることもなく二合仮名として「らむ」にだけ使われる(のべ六例)。その点では、まず第一に「らむ」と読まれる可能性を高くもつわけで、この文字自体が一音節字「ら」などに読み換えられる可能性は低いとみることもできる。しかし実際には、この字が仮名主体表記に交えられることはなかった。このことからどういことが知られるだろうか。仮名主体表記歌巻には、

**萬世尔** 得之波岐布得母 烏梅能波奈 多由流己等奈久 佐吉和  
多留倍子(巻五・八三〇)

保登等藝須 奈尔乃情曾 多知花乃 多麻奴久月之 **来**鳴登餘牟  
流(巻一七・三九一二)

布流由吉乃 之路髮麻泥尔 **天皇尔** 都可倍麻都礼婆 **賈**久母安

流香(巻一七・三九二二)

保登等藝須 伊登祢多家口波 **橘乃** 播奈治流等吉尔 伎奈吉登

余牟流(巻一八・四〇九二)

可須美多都 **春初乎** 家布能其等 見牟登於毛倍波 多努之等曾

毛布(巻二〇・四三〇〇)

**宮人乃** 蘇泥都氣其呂母 安伎波疑尔 仁保比与呂之伎 多加麻

刀能美夜(巻二〇・四三一五)

の網がけ部分の如く、一字一音を基本としつつも訓字が混じることがしばしばある。しかもその訓字は二音節あるいはそれ以上の訓字であったりする(「髮<sup>かみ</sup>」「情<sup>こころ</sup>」など)。それらをいま「多音節字」と仮称しよう。上に挙げたのはごく一部の例であって、こういった混淆はさほど珍しいことではないが、それゆえ次のような疑問がかえって浮き彫りになる―音仮名を主とする環境にありながら、なおかつ「多音節字」が混じることを許容することもありながら、しかし、「音」で「多音節」の二合仮名が使われないというのはどういうことを意味するのか。

#### 四二 読みの観点から

佐野宏「二〇一・a」が「歌の表記では読める限りすべてが仮名の質をもつといってもよい」と述べるように、訓字主体表記であろうが、仮名主体表記であろうが、五・七・五・七の一首として「読める」ものなのであれば、三一音がそこに還元されたことになり、実質一字一音の仮名化をさせたのと同様である。これは歌が歌われて、かつ文字化以前の段階、つまりまだ音声だけの段階にも同じことがいえるだろう。五・七・五・七の歌がまずは歌われ、それを書くこと

いう順序である限り、歌の二音一音を認識して、文字化するのだから、たとえば仮名であればそのままに一文字一文字に対応させる三二文字の仮名表記として形成され、そして訓字表記であれば、その二音一音が連なった形における語形に対応する表語文字をあてていっていただけのことで、つまり、文字化される以前の音の段階でも、定型をもって歌われている限り、それは一字一音で書かれているのと事実上等質であるということができる〔定型〕と訓みについては佐野宏〔二〇一〇〕参照。ただし、訓字の場合は、活用語尾や助詞助動詞までをも含めるものとして済ませるか、別字にて表記して添えるかで態度に濃淡はあるが。

この「書く」段階において、ただ書くという行為それだけに限っていうならば、いかなる形にでも書くことに制限は本来ないはずである。先に確認したように、仮名主体表記であっても二音節以上を担う訓字が混じる場合がしばしばあることに鑑みれば、一字一音仮名を主として連ねて書く場合に、それ以外の字を絶対に混ぜてはならないという鉄則があったとはいえないことになる。そのような中、かかる訓字が許されて二合仮名は許されないというのはなぜかと考えれば、それは、結局書くときに、同時に「どう読まれるか」に意識が向いているからこそ、抑制されるのだと考えなくてはならない。つまり、端的にいえば、一字一音節の字音の文字列に交えたとしてもそれが二合仮名だと認識してもらいにくい、ということを見越して忌避されたことが、仮名主体表記にほぼ使われないという結果となってあらわれているのであろう。書き手が、読み手に成り代わって可読性を検討した結果であるといえる。ただし、「覧」の如く、ほぼ二合仮名としての使用しか

ないような、いわば一種の専用字であっても使っていないことから、本当に「紛れて分からなくなってしまう」ことばかりを懸念していたとも言い切れない。ことにこの字は付属語表記用であるから句の切れ目に位置しやすいわけで、誤読の懸念は、どちらかといえば低いようにさえ思えるが、しかし、使われることはなかった。

多音節であること、字音であること、その両方をもって、二合仮名は使われにくかったということになる。そのうちでも特に、音訓の別が重要であることが伺える。なぜならば、訓字であれば「多音節字」を許容しているからである(四、一節冒頭に挙げた例群を参照)。仮名主体表記における二合仮名忌避とは、字音仮名であることを認識して、しかも字音仮名主体の環境から排除するという態度である。尾山慎〔二〇〇九〕にも「二合仮名を用いても、一字一音の文字列中に埋没するために、句構造あるいは語との語の境界の明示といった機能をほとんど果たし得ない」とすでに述べたが、二合仮名は、多音節でかつ字音であるゆえに、忌避されているとみるのがより精確ということになる。そこには一貫して「読み」のまなざしがある。

書き手が読み手を意識して書く、とはいかにも当たり前のことを今更に繰り返しているように思われるかもしれないが、字を選び取ってくるといふ行為に際して、読者の目という規制がかかっていることは重要である。字母選択の基準、というのはいわば個別的な現象であり、簡単に規定できることではないが、まず当然ながらどれだけの字を知っているかということがベースになる。それは基本的に書記者の学習量と経験値に裏付けられたものということになるだろう。そして実際書くときには、該当する語(あるいは音節)にふさわしい、文字の候補

(選択可能性)が開かれる。いずれか一つに最終的に絞るにあたって、読者としての経験―ひいては社会的な規範性に照らすことが重要であった。前述のように、ただただ書くというだけなのであれば、どのように書くことも自由である。奇字であろうが、難読字であろうが、どのように交ぜ書きしようが、自分以外に読者がいなければ、すべての答えを知っている出題者のような立場である書き手にとっては何も問題はない。しかし、自分以外の読者がこれを読むことができる、できない、という想定をなす―それが結局、選択可能性として浮かぶ文字どもを絞りこませたり、あるいは選ばせたりする。二合仮名は「読み」の視点から、排除されるのである。

#### 四三 字音の学習と二合仮名の運用

ある仮名を使うその経緯として、大別して、所与のものとしてそれを使う場合と、新たに仮名として作り出された上で使われることとがあり得る。もっとも、所与のものといっても、必ず最初に作り出された瞬間と、その作者である誰かはいるのだろうか、渡来人などの存在を考えると、列島外から持ち込まれたこともあり得るから実質的に所与と違って差し支えないものもあつたとみるのが穏当である。たとえば古代朝鮮人が書記者となつて書いたものに使われた史読を、日本人が自身の固有名詞やあるいはその他の語を表記するために使用するようになった場合は、その「仮名」は日本人にとつて事実上所与のものと同然であろう。これに対して新たに仮名を作り出すという場合、勿論素材は漢字とその字音であつて、求める先は字音資料等であつたらう。作り出された仮名が再生産を繰り返して社会的規範性を得てい

けば、いずれ所与のものとして使われるようになっていく。この間に世代がかわるほどの時間を要す場合もあるかもしれない。もとはといえば字音から作り出したものだということについて「価値ある忘却」をしてしまえば、その字はすでに仮名であり、仮名としてどこにどう使うかということだけに意識が向く。我々の視点からすれば、上代にあつてまさにすべての仮名が所与であるかのようにみてもしまふが、それぞれに当然「仮名」として使われるに至る経緯、生い立ちがある。一字一字のそれを論証していくのは不可能だが、すべて所与のものとして取り扱つと、仮名の隆盛や衰微の内実をみにくくするところがある。

さて、いまま少し、新たに作り出される二合仮名というものに思いを馳せてみよう。これにあつて、特筆すべき人物がいる。それは柿本人麻呂である。萬葉集において、彼は字種、用例数ともにもつとも二合仮名をよく使つた人物なのであり、そして、結果的に彼しか使わなかつた二合仮名というのが少なくない(作、廉、臍、雜、颯、壹、險、點丸)。そこで思い出されるのが彼の漢籍に対する造詣の深さである。漢籍に親しむ機会が多いほど、字音を知る機会も多いとみることは不自然ではないだろう。仏書に限らず、当時の所謂経史学においても音読と訓読を両方経験していたと思しい。この時代の訓点資料は存在しないので想像の域を出ないが、字音を学習する機会は基本的にこの漢籍学習を通じたものであつたに違いない。吉備真備が唐人の発音との乖離を自覚し、学制の整備の必要性を痛感して實際帰朝後その実行に尽力したということは、裏返せば、長らく倭音での学習が蔓延していたことを意味する。飛鳥池の音義木簡のごとく、萬葉仮名をもつて倭

音の注を漢籍のテキスト類に書き入れる、あるいは手控えをとるということもあったのではないか。そういった経験を通じ、二合仮名に転用できる字音の知識が蓄えられることは大いにあったと思われる。柿本人麻呂はそういったことに長じていた最たる人物ではなかったか。かように漢籍学習の経験値を蓄積した人物が書記者であれば、既知である所与の仮名に加えて、仮名に転用され得る字母の候補も脳裏に浮かぶことがあっただろう。そして実際にそれが選択されたならば、それは所与のものでない、字音から新たに仮名へと作り替えられた瞬間であるということができる。

しかしながら、二合仮名はそうして作り出されながらも、仮名としては衰微の道を辿ったのであった。

## 五、おわりにかえて

二合仮名は、訓字主体表記歌巻において様々な場所で、様々な語を表記するために使われている。その在りようは大きく分けて二種、自立語に多い単発の使用と、付属語に多い反復の使用である。論者はこれまで、この二種の在りようを二合仮名の二面性だと捉えてきた。冒頭に引いた橋本氏「假名らしくない假名」という言葉は、結局のところ、実に正鵠を射た表現であり、また毛利論がそれらの二面性を訓用法として把握したことも頷かれる。ここに本稿の考察を経て、あらためて詳しく見直してみたいと思う。橋本氏の言葉にもあらわれているように、やはり基本は「仮名」ではある。ではまずその仮名であることはどういった点から知ることができようか。そして、仮名らしからぬ性格とはどういった点から知ることができようか。

問題提起としても掲げた、仮名主体表記にほとんど使われないことの意味とは、実は仮名であることを考えるに当たって重要な焦点となる。仮名主体表記で排除されていることをして、仮名であることを再確認するとは矛盾するようだが、本論中にも指摘したように、訓字はしばしば一字一音表記中にも許容していることからして、一字多音の字が混じること自体はさほど禁忌ではないとみなくてはならない。そうすると、二合仮名が表語ではないことが不都合なのだろう、というところに行き着く。表意を意図して使っている例も確かにあるが、読みがそのまま語を表すわけでは決していない。本論第一章で紹介した「鬱瞻乃」はよくできた表記ではあるが、決して「ウツセミ」という字音語の熟語ではない。和語「うつせみ」の音節を写したものであり、有縁的に各字の字義がおわされているに過ぎない。従ってたとえそういう二次的な字義の表意性に気づかなくても、字音を知ってさえいれば語形を認識でき、歌の理解は可能である。仮名主体表記では一字で多音節を担う字（つまり訓字）が混入することはあり得るが、二合仮名は他の仮名と同様「音」で読まねばならず、かといって字音語ではなく、第一義には意義を捨象し音を表すものとして使われている。仮名主体表記中に許容される多音節の訓字との違いはここにつきる。よって二合仮名は、やはり「仮名」だといえるのだと思う。

では、仮名らしくないという性質はどういう点だろうか。これは第二章にて、後位音節の任意性や、表意性を帯びた臨時的使用などこれまでの論者の論で述べたことを列挙することができるが、字母によって使われ方が様々なので、当然一様ではない。比較的仮名といっているような使われ方をしているもの、たとえば

散香過南／散りか過ぎなむ(巻八・一六五)

黄始南／もみちそめなむ(巻一〇・二一九五)

などのようなものから、対照的な在りようとして

獨鴨念／独りかも寝む(巻四・七三五)

のように、「思いながら寝る」に連想して「念」を「寝む」にあてると  
ようなたった一回の試みなど、幅がある。その違いの方を論者はこれ  
までに強調してきたが、実はいずれであっても「仮名らしくない」側  
面をもっているところがある。仮名とは、当然ながら意義を捨象して  
使われているものを典型とできるのだと思われるが、用例数が多いも  
のの中には、特定語の表記に反復して使われているものがあり、それ

らはいわば純粹な音仮名ということ以上の機能を帯びていることにな  
る。確かに二合仮名のうち付属語に反復使用される例群も、他の同音  
異義の語や他の同音節の箇所に使われることはない―たとえば「南」字  
が「オホナムチ」などにはあてられない―という点で、いわば特定化して  
いる。井手至「二九九九」では、「音訓を問わず、仮名表記の文字面  
の特定化(固定化)は、視覚的な意味喚起性につながる二次的な表意  
性を生む」と指摘されている。特定語彙への専用化は仮名の働きとし  
ての、少なくともディフォルトではないはずで、まさに「二次的」と  
いわねばならない。そうすると、二合仮名というものの自体が、用例数  
の多寡に拘わらず、本質的に純粹な仮名とはいいがたい性質を帯びて  
いるということができる。「南」として、「奈」と「武」それぞれの汎用  
性には比べるべくもない。二音節ゆえ、あらかじめ使用先が制限され  
るというものであるが、もとより一字一音仮名二つ分という単純な存  
在ではなかった。また、表意性をもつというのは、いわば訓字の在り

ように傾くものであり、特定の語にあてられる字として繰り返し使用  
されるというのをもまた、訓字の在りように近い。二合仮名はまるで、  
「訓字のような仮名」である。訓の環境における親和性、共起性とい  
うこともできることながら、性質としてそういう側面を指摘できる。現  
代日本語表記における平仮名で唯一、(国語施策や教育政策によるわけだ  
が)結果的に表語文字に等しい状態になっているものとして「を」が  
あるが、かように特定語に専用される仮名は、仮名らしくない。  
二合仮名は、仮名らしくない仮名であるゆえに使われ、そして仮名  
らしくない仮名であるゆえに消えていった存在である。

#### 【注】

(一) 尾山 慎「二〇〇六」では二合仮名の基本的な特徴を、同「二  
〇〇七・a」では略音仮名と二合仮名の時間軸に沿った推移の  
対象を、同「二〇〇七・b」では略音仮名になりやすい韻尾と、  
二合仮名になりやすい韻尾の特徴を、同「二〇〇九」では二合  
仮名の使用位置を検証し、語構成明示に寄与するという特徴を、  
同「二〇一〇」では訓字主体表記歌巻において多音節訓仮名と  
棲み分けがあることを、それぞれ論じた。

(二) 毛利正守「二〇〇九」の一九頁では、「訓で読むというのは  
「訓」の用法であり、訓の意を捨象するのは「仮名」の用法で  
ある。」とし、一端訓を通さないと仮名にできない点で、訓仮  
名は両方に跨っているという捉え方を示す。訓用法、仮名用法  
の規定はこの部分の記述がもとになる。

(三) 本稿では、「百積」は「ももさかの」と「の」を読み添える必

要があると考えることから、「積」字を検証対象外とした。また「千遍雖念」の「遍」は尾山慎「二〇一二」において二合仮名ではなく、訓字「タビ」であることを指摘したので、除外とした。

(四) そもそも付属語表記に関わっている「相狭丸／あふさわに」(巻一・二・三六二)、「塩干能|小松／しほひのこまつ」(巻一・二四八六)などを含んでいながらこれが従来略体歌とされていること自体が問い直されていいのではないかとも思う。勿論、略体歌とは文字数や付属語表記の有無だけで判定されてきたことではないのだが、注意はしておきたいところである。

(五) すでに沖森卓也「二〇〇〇」に橋本のこの言いを指して「今でも新鮮に響くところがある」との言がある。論者も同感である。このことは、論者の学位申請論文『萬葉集における子音韻尾字音仮名についての研究』(二〇〇六年三月大阪市立大学)の補説にて論じている。

(七) たとえば「都」(つ・と甲)や「馬」(ま・め甲)や「里」(り・ろ乙)などは存在する。

(八) 勿論「特定化」ということの認定(線引き)は難しい。しかし、字母の用例数が多いというのは、結局は何らかの語を表記することによって蓄積された結果であり、その、実際の使用と連結して捉えるべきであることは間違いないだろう。「良」はよく使われる字母だから、「らむ」表記に多用されているのか、それとも、「らむ」表記に多用されるから、「良」はよく使われる字母として析出されるのか——これは仮名字母がどこまで所

与のものとしていいのかということ、常用される仮名というものを、我々がどう同定していけばいいのかということ深く関わっている。鶏が先か卵が先かといった感であるが、後者の視点がより重要であると考えられる。つまり特定の語への反復使用によって結果として用例数が高まっているということがあるならば、それは頻用される常用的な字母群の形成に深く関わることだからである。もっとも、なぜその字母でなければならなかったか(右の例でいえば、「ではなぜ「良」でなくてはならなかったのか」という問い)という理由は個々において様々であって、特定は難しいけれども、個々の用例から切り離れた字母群一覧でもって整理してその順位をみるのみならず、それぞれの字母によって表記される語彙の異なりなどとあわせて精査することが今後必要になると考えられる。

#### 【文献】

- 井手 至 「一九九九」 「仮名表記される語彙」 『遊文録 国語史篇二』 和泉書院一九九九
- 大野 透 「一九六二」 『萬葉假名の研究』 (明治書院)
- 沖森卓也 「二〇〇〇」 「子音韻尾の音仮名について」 『鎌倉時代語研究』 第二十三輯
- 尾山 慎 「二〇〇六」 「萬葉集における二合仮名について」 『萬葉語文研究』 第二集
- 「二〇〇七・a」 「萬葉集における子音韻尾字音仮名について」 『萬葉』 一九八号

——「二〇〇七・b」「萬葉集における略音仮名と二合仮名―韻尾ごとの偏向をめぐる―」（『文学史研究』四七号）

——「二〇〇九」「萬葉集における非固有名詞表記二合仮名の機能について」（『萬葉』二一〇五号）

——「二〇一〇」「萬葉集における二合仮名と多音節訓仮名について」（『萬葉』二〇七号）

——「二〇一一」「二合仮名と略音仮名に両用される字母を巡って」（『萬葉語文研究』第六集）

——「二〇一二」「萬葉集における「千遍」の訓を巡って」（『国語彙史の研究』第三十二集 二〇一二年三月刊行予定）

佐野 宏「二〇一〇」「萬葉集の唄詠と定型の枠組み―「定型」の変遷について―」（『萬葉集研究』第三十一集）

——「二〇一一・a」「ヨメぬとも読める表記―人麻呂歌集の表記様式について―」（仮名遣研究会 二〇一一年六月二五日発表資料）

——「二〇一一・b」「萬葉集における歌の「表記体」と用字法について」（萬葉学会全国大会要項集 二〇一一年一〇月八日 於園田学園女子大学）

橋本四郎「一九五九」「訓假名をめぐる」（『萬葉』三三三号）

——「一九六六」「多音節假名」（澤瀉博士「澤瀉博士 澤瀉博士 喜壽記念 萬葉學論叢」）

毛利正守「二〇〇六」「上代特殊仮名遣いとその利用方法」（『日本語の語源を学ぶ人のために』第二章第五節 吉田金彦編 世界思想社）

——「二〇〇九」「歌木簡と人麻呂歌集の書記をめぐる」（萬葉

二〇五号）

——「二〇一〇」「萬葉集における訓仮名と二合仮名の運用」（『叙説』第三七号）

#### 【付記】

・本稿は、平成二三年七月に大阪市立大学にて開催された第一七回仮名遣研究会における口頭発表をまとめたものである。

・本研究は平成二十三年度科学研究費補助金（若手研究（b）：課題番号二一七二〇一六一）「古代文献における子音韻尾字を中心とする萬葉仮名の研究」による研究成果の一部である。